

[国際法から見たロシアによるウクライナ侵攻 ⑨]

ロシアによるウクライナに対する軍事行動は「侵略」か「侵攻」か「戦争」か？

2月24日にロシアのウクライナへの軍事侵攻が開始されて以来、すでに2ヶ月以上が経過した。この問題に関し、連日各国主要人物や機関等の声明¹、又は報道機関による報道²がなされているが、それぞれが用いている用語は「侵略」、「侵攻」、「戦争」と様々である。4月26日、ドイツのラムシュタイン空軍基地におけるアメリカのオースティン国防長官のスピーチでは、「unjust invasion (不当な侵攻)」、「invasion (侵攻)」、「aggression (侵略)」、「war (戦争)」という用語を文脈によって使い分けている³。関連する以前のコラム上においても「侵略」という表現の意味について触れたが⁴、それぞれの用語が意味する内容について武力行使に関するこれまでの規制の流れを踏まえ、今一度確認してみたい。

19世紀までは、国が紛争処理のために戦争に訴える権利ないし自由を有するものとされていたが、第1次世界大戦後、国際連盟規約(1919年)や戦争放棄に関する条約(不戦条約(1928年))などの締結により戦争違法化への道を進むこととなった。元来「戦争(war)」とは、一般に国家間における紛争処理のため、又は自国の意思に相手国を従わせるため、その軍事組織間で相当の期間継続して相当の規模で行われる武力行使を中心とする闘争の状態(武力行使を中心とする全面的かつ包括的な闘争関係)を指す⁵。国際連盟規約においては、重大な国際紛争、すなわち国家ないし国家を代表する政府間の主張の対立が発生した際、国際裁判や連盟理事会による審査を通じて紛争を平和的に解決することを加盟国に義務づけ(12~15条)、これに違反して戦争に訴えることを禁止した。一方、国際社会による紛争の平和的解決が効を奏しない場合、個別国家が戦争に訴える権利を認めており(15条7項)、制限・禁止されるのは「侵略」であって、国際連盟規約の下では戦争に訴えることが一般的に禁止されたわけではなかった。不戦条約では、前文において今後戦争に訴えて国家利益を増進しようとする国は同条約の供与する利益を拒否されるべきことを謳い、「国際紛争解決ノ為」に戦争に訴えること、「国家ノ政策ノ手段トシテ」戦争に訴えることを禁止し(1条)、一般的に戦争を違法化した。しかし、国際紛争解決のための戦争や国家の政策の手段としての戦争を一般的に禁止しつつも、それに代わる紛争の平和的解決手続を新たに用意しなかったことや、禁止の対象に「戦争(war)」という用語を用いたことにより、関係当事国が戦争意思を示した場合のような正規の戦争(法的意味での戦争)ではない、戦争意思を否定した武力の行使(事実上の戦争)の場合には成立しない等の欠陥を有するものとなった⁶。

その後第2次世界大戦の終結に際して国際連合(国連)憲章が作成され、事実上の武力行使を含めた「武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも」禁止し(2条4)、紛争の平和的解決原則が定められた(2条3)⁷。国連憲章2

条 4 項に盛り込まれた武力不行使原則は、慣習国際法上の原則になっている⁸。ただし、例外として不戦条約ではその解釈において⁹、国連憲章では第 51 条において国家の自衛権に基づく「戦争」は認められている。

国際連合では、武力行使禁止原則に反しいずれかの国が武力を行使した場合、又はそのおそれがある場合に対応するため、国連憲章第 7 章で集団安全保障体制を構築し、国連憲章 39 条において「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する。」とし、「侵略

(aggression)」は同 39 条において最も違法性の強い行為であるとされ、違法な侵略戦争は国際社会による制裁の対象とされることになる¹⁰。しかし、朝鮮戦争 (1950) 時の北朝鮮の行為は「平和の破壊」、湾岸戦争時のイラクによるクウェート侵攻 (1990) は「国際の平和と安全の破壊」と決定するに止まり、これまでに安全保障理事会において侵略行為の認定に用いられたことはない。

1950 年の朝鮮戦争以降、「侵略の定義」が問題として提起されるようになり、国連総会において「侵略の定義に関する決議 (国連総会決議 3314 号 1974 年 12 月 14 日)」が採択され、一般的定義としてその第 1 条において「侵略とは、一国が他国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対して武力を行使すること、又は国際連合憲章と両立しない他のいずれかの方法により武力を行使することをいう。」と明示した。また、同第 3 条において、侵略の具体的行為を以下のように列挙した。

第 3 条 侵略の具体的行為

- (a) 一国の兵力による他国への領域への侵入若しくは攻撃、一時的なものであってもこのような侵入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領又は武力の行使による他国の領域の全部若しくは一部の併合
- (b) 一国の兵力による他国の領域に対する砲爆撃又は一国による他国の領域に対する兵器の使用
- (c) 一国の兵力による他国の港又は沿岸の封鎖
- (d) 一国の兵力による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に対する攻撃
- (e) 受入国との合意に基づきその国の領域内に駐留する軍隊の合意に定められた条件に反する使用又は当該合意を終了後の右領域内における当該軍隊の駐留の継続
- (f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国の行為
- (g) 前記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵又は傭兵の国による派遣若しくは国のための派遣又はこのような行為に対する国の実質的関与

この国連総会決議は法的拘束力をもたないものの、国際刑事裁判所規程に定められた「侵略の罪」(第5条)の審議過程において、本決議を解釈基準とした提案に用いられる等、国際法の発達に寄与している¹¹。

一方、「侵攻 (invasion)」とは一般的な用語であり、交戦国の領域内に軍事的な手段を用いて侵入するという状態あるいは作戦の形態を指し¹²、合法な場合も違法な場合もある。

これまで見てきたように、「戦争」、「侵略」という用語については国際法上の一応の定義が存在する。特に「侵略」については、先に述べたように国連憲章上最も違法性の強い行為とされ、その表現を用いること自体が極めてまれであり、事態の重大性を表現している。他方、「侵攻」については国際法上の定義は存在しないものの、「戦争」と同様に合法、違法といった評価を含まず、客観的に闘争や他国領域への軍事的な侵入といった状態を示す。各報道機関等が必ずしもこういった基準に沿って使用しているかは明確ではないが、各国主要人物の発言ならびに国際機関の発表において「戦争 (war)」や「侵攻 (invasion)」とは別に、「侵略 (aggression)」という用語を使用している場合、そこには明らかにメッセージが込められていると見てよいであろう。今次のロシアの軍事行動の形態は「侵攻」であり、一般に両国による闘争の状態を表す「戦争」である。そして、この軍事行動に対する我が国をはじめ西側諸国の法的評価としては「侵略」となっている。

(海上自衛隊幹部学校 作戦法規研究室 長谷川 和浩)

(本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省または海上自衛隊の見解を表すものではありません。)

¹ “Ukraine: Joint statement on Russia’s invasion and importance of freedom of expression and information,” UNOHCHR, Mar 4, 2022, <https://www.ohchr.org/en/statements-and-speeches/2022/05/unraine-joint-statement-russias-invasion-and-importance-freedom>.

² 「ウクライナ侵攻 2 か月 戦争いつ終わる？ 今後の世界は？」『NHK NEWSWEB』、2022年4月21日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220421/k10013591811000.html>。

同記事内においては、侵攻、戦争、侵略という用語を文脈により使い分けている。

³ “Secretary Austin’s Opening Remarks at the Ukraine Defense Consultative Group, Ramstein Air Base, Germany (As Prepared),” Secretary of Defense speech, Apr 26, 2022, <https://www.defense.gov/News/Speeches/Speech/Article/3010300/secretary-austins-opening-remarks-at-the-ukraine-defense-consultative-group-ram/>.

⁴ 長谷川和浩「我が国総理大臣等がロシアによるウクライナへの侵攻を「侵略」と非難」海上自衛隊幹部学校戦略研究会コラム、2022年3月2日、<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=columns&id=215>。

⁵ 藤田久一「戦争」国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、2005年、545頁。

⁶ 黒崎将広他「防衛実務国際法」弘文堂、2021年、215頁。

⁷ なお、1949年ジュネーブ諸条約共通2条において、「二以上の締約国間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」に適用されるとあり、事実上の戦争に対しても当条約が適用される。

⁸ 黒崎他「防衛実務国際法」214頁。

-
- ⁹ 田中則夫他「ベーシック条約集」東信堂、2014年、912頁。
(アメリカ合衆国の解釈(米国国際法学会におけるケロッグの講演)、1928年4月28日、英国(チェンバレンからケロッグ宛)口上書、1928年5月19日。)
- ¹⁰ 国連憲章51条に規定する自衛権のほか、国連憲章7条の目的達成のために国連安保理決議に基づく武力の行使(「戦争」)が認められる。
- ¹¹ 宮内靖彦「侵略の定義に関する決議」国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、2005年、504頁。
- ¹² “Mere Invasion,” Department of Defense Law of War Manual June 2015 (Updated May 2016), Office of General Counsel Department of Defense, p. 733.